



令和元年 (2019年) 7月24日 (水)

No. 14977 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第14回

中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正… (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (9)

中国知財の最新動向 第14回

中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

2019年4月23日、全国人民代表大会常務委員会は、「商標法」、「不正競争防止法」等8つの法律の改正を公布した²。今回公布された第四次改正「商標法」は2019年11月1日に施行されることとされ、また、第二次改正「不正競争防止法」³は2019年4月23日に施行された。言うまでもなく、「商標法」及び「不

正競争防止法」は、知的財産法分野において極めて重要かつ基本的な法律であり、日本企業への影響も大きい。

そこで、今回は、中国の商標法及び不正競争防止法の2019年改正の内容及び留意点等について解説することとする。



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
副所長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 智晴
外資専門部長 弁理士: 岡部 泰隆
特別顧問 弁理士: 小池 隆彌
弁理士: 山口 充子

弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰

弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 瀧岡 栄一郎
弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味多 千明

弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩
弁理士: 黒河 志実
弁理士: 北岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔

弁理士: 宮坂 友梨
弁理士: 八木下 葉子
弁理士: 桑原 かほり
弁理士: 杉本 卓哉
中国弁理士: 包 金 欧
中国弁理士: 孫 泰隆
中国弁理士: 岡部 泰隆
中国弁理士: 八谷 晃典
中国弁理士: 新井 孝政
中国弁理士: ユング アルフ

中国支店長 入澤 朋子
中国支店長 張 軫 銘
中国支店長 張 軾 銘
中国支店長 吉田 良子
中国支店長 鶴田 健太郎
中国支店長 宋 一郎
中国支店長 川人 正典
中国支店長 武田 憲学
中国支店長 山崎 由貴
中国支店長 五味多 千明
中国支店長 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL: 03-3433-5810 FAX: 03-3433-5281 iplaw-tyk@harakenzo.com
TEL: 06-6351-4384 FAX: 06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL: 082-545-3680 FAX: 082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL: 052-589-2581 FAX: 052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

〈総勢約250名〉

Ⅱ. 商標法

1 総説

今回の商標法の第四次改正の背景としては、長年にわたる商標出願の増加に伴い、商標の悪意による取得や不使用商標の蓄積が益々顕著になってきていること、商標出願に要する手続の煩雑さや期間の長さが商標登録の効率性に対する事業者の要求に応じることができていないこと等がある。そのため、今回の商標法の第四次改正は、科学的かつ効率的な商標登録体系を構築すること、商標登録に関する法制度による障害を低減すること、商標の悪意による取得や不使用商標の蓄積を抑止

すること等を目指している。とくに、改正前の商標法では、他人の商標・ブランドにフリーライド（ただ乗り）する悪意出願に対する規制については明確に定められていたものの、不使用商標の蓄積を目的とする出願については原則的な規定しか定められていなかったことから、今回の商標法の第四次改正では、悪意出願の規制とともに、使用を目的としない悪意のある商標登録出願を抑止し、使用を目的とする商標登録出願の制度の構築を目指している⁴。

今回の商標法の第四次改正の新旧対照表（抄録）は、表1のとおりである。

表1：中国商標法新旧対照表（抄録）

旧法（2013年第三次改正）	新法（2019年第四次改正）
第4条（商品商標及び役務商標の登録出願） 自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動において、その商品又は役務に対して商標専用権を取得する必要があるときは、商標局に商標登録を出願するものとする。 （第2項は省略）	第4条（商品商標及び役務商標の登録出願） 自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動において、その商品又は役務に対して商標専用権を取得する必要があるときは、商標局に商標登録を出願するものとする。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は、これを拒絶するものとする。 （第2項は省略）
第19条（商標代理機構の義務） （第1項及び第2項は省略） 商標代理機構は、委託者の登録出願する商標が本法第15条及び第32条に定める情況に属することを知り又は知るべきときは、その委託を引き受けてはならない。 商標代理機構は、その代理サービスをする商標登録出願のほか、その他の商標を登録出願してはならない。	第19条（商標代理機構の義務） （第1項及び第2項は省略） 商標代理機構は、委託者の登録出願する商標が本法第4条、第15条及び第32条に定める情況に属することを知り又は知るべきときは、その委託を引き受けてはならない。 商標代理機構は、その代理サービスをする商標登録出願のほか、その他の商標を登録出願してはならない。
第33条（異議申立） 初期査定公告された商標に対しては、公告日から3か月以内に、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定の違反であると判断する先行権利者（原文は「在先権利人」）、利害関係者、又は本法第10条、第11条、第12条の規定の違反であると判断する如何なる者は、商標局に異議を提出することができる。公告期限を満了しても異議が無かったときは、登録を許可し、商標登録証を発給し、且つ公告をする。	第33条（異議申立） 初期査定公告された商標に対しては、公告日から3か月以内に、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定の違反であると判断する先行権利者（原文は「在先権利人」）、利害関係者、又は本法第4条、第10条、第11条、第12条、第19条第4項の規定の違反であると判断する如何なる者は、商標局に異議を提出することができる。公告期限を満了しても異議が無かったときは、登録を許可し、商標登録証を発給し、且つ公告をする。
第5章 登録商標の無効宣告 第44条（絶対的無効理由による無効宣告） 既登録商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反し、又は欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たときは、商標局は、その登録商標の無効を	第5章 登録商標の無効宣告 第44条（絶対的無効理由による無効宣告） 既登録商標が本法第4条、第10条、第11条、第12条、第19条第4項の規定に違反し、又は欺罔的手段若しくはその他の不正な手段により登録を得たときは、商標局は、